

障害福祉サービス運営規程

株式会社 サン・ルーム
佐伯営業所

株式会社サン・ルーム 佐伯営業所(居宅介護・重度訪問介護)運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社サン・ルーム 佐伯営業所が設置する指定障害福祉サービス居宅等事業所(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護及び・重度訪問介護(以下「居宅介護等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)及び「指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年大分県条例第62号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第3条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施。
 - (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (3) 虐待防止のための指針の整備
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やか(これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第4条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 株式会社サン・ルーム 佐伯営業所
- (2) 所在地 大分県佐伯市鶴岡西町1丁目178番

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 1級ヘルパー(准看護師)
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 1名 介護福祉士(常勤職員)
サービス提供責任者は、居宅介護計画等を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
- (3) 従業者 8名(非常勤職員8人)
従業者は、居宅介護計画等に基づき居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第8条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)
- (2) 知的障害者(18歳未満の者を除く)
- (3) 障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)
- (4) 精神障害者(18歳未満の者を含む)
- (5) 難病等対象者

(居宅介護の内容)

第9条 事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護

- エ 入浴の介護
- オ 身体の清拭、洗髪
- カ 通院等の介助((3)の事業として実施する通院等の介助を除く。)
- キ その他必要な身体の介護

(3)家事援助に関する内容

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関との連絡
- カ その他必要な家事

(4)日常生活支援に関する内容

日常生活全般に常時の支援を要する全身性障害者に対して、日常生活支援(身体介護、家事援助、見守り等の支援)を行う。

(5)重度訪問介護に関する内容

日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者全身性障害者に対して、身体介護、家事援助及び外出時における介護等を行う。

(6)前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2)から(5)に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から厚生労働大臣が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を支給決定障害者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1)通常の事業の実施地域内で行うサービスに要した交通費は、徴収しない。

(2)通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、事業所から1キロメートルにつき20円を徴収する。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、佐伯市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した居宅介護等に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により大分県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市町村、又は大分県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村、又は大分県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(業務継続計画の策定)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(ハラスメント防止)

第15条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第16条 訪問介護員等は清潔の保持、及び健康状態に留意する。

2. 指定訪問介護事業所の設備及び備品について衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1)採用時研修 採用後1カ月以内

(2)継続研修 年1回

2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者等に対する居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社サン・ルームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 「指定居宅介護事業所運営規程」(平成15年4月1日施行)は、平成18年9月30日をもって廃止する。
- 3 この規程は、平成23年11月1日一部改訂。
- 4 この規程は、平成24年8月1日一部改訂。
- 5 この規程は、平成25年3月16日一部改訂。
- 6 この規程は、平成25年4月1日一部改訂。
- 7 この規程は、平成26年3月21日一部改訂。
- 8 この規程は、平成26年8月18日一部改訂。
- 9 この規程は、平成27年2月16日一部改訂。
- 10 この規程は、平成27年5月1日一部改訂。
- 11 この規程は、平成27年9月10日一部改訂。
- 12 この規程は、平成28年6月6日一部改訂。
- 13 この規程は、平成28年6月15日一部改訂。
- 14 この規程は、平成28年6月30日一部改訂。
- 15 この規程は、平成30年9月1日一部改訂。
- 16 この規程は、平成30年10月1日一部改訂。
- 17 この規程は、平成30年10月17日一部改訂。
- 18 この規程は、平成31年2月28日一部改訂。
- 19 この規程は、令和元年6月1日一部改訂。
- 20 この規程は、令和2年9月5日一部改訂。
- 21 この規定は、令和6年4月1日一部改訂。